

自由放任 Laissez faire, laissez passer 論の原型

—Marquis d'Argenson と Vincent de Gournay—

津田内匠

1. フランス古典経済学は、その理論と政策の系譜の上で、ひとつの大きな断続の歴史を持っている。絶対王政下のフランスは、すでに市民革命を経たイギリスの高い生産力の側圧をうけながら、絶えず政策の変更を強いられていた。フランス自身が市民革命を経たあとにも、この状況は基本的には変わなかった。この意味では、フランス古典経済学は常にイギリスとの生産力の較差に悩まされながら、後進性を離脱しようとして保護と自由放任の間を大きく揺れ動く経済学であったといえよう。

いわゆる「自由放任主義」、「経済自由主義」の典型は、普通イギリス産業革命後のベンサム主義に求められるが¹⁾、「自由放任」ということばが、laissez faire, laissez passer とフランス語で表現されるように、その起源は上記のような状況でのフランス古典経済学の展開のなかに求められるのである。

自由放任政策はコルベール主義から重農主義への大転換期の政策である。というより重農主義は当時すでに個々に展開されていた自由放任論を自らの体系成立の論理的前提としたのである。フランス古典経済学はここではじめて政策を理論体系のなかに包みこむことになる。重農主義体系成立の歴史的意義の一つはここにあるだろう。しかし Quesnay の経済論集 *Physiocratie* (1767-68) の発刊以後、この学派の経済理論の展開が停滞しはじめ、重農学派が急速にセクト化し、経済よりむしろ政治を志向するようになると、重農主義理論によって体系化された自由放任政策は現実から遊離

して現実を観念的に指導するようになる。1786 年の英仏通商条約(イーデン条約)に結実する過程がそうである。ここにはもはやイギリスとの生産力の較差に悩むフランス経済の現実はなんら反映されていない。これは重農主義の決定的崩壊である。自由放任論は重農主義の誕生を促し、また重農主義の終末を決定的にしたのである。

Marquis d'Argenson (1694-1757) と Vincent de Gournay (1712-1759) はともに重農主義の成立に先立つ自由放任論の唱導者としてよく知られている。ほとんど同時期に展開された 2 人の主張は、やがて見られるように、きわめて対照的なものであるが、この 2 人を同じ自由放任思想の先駆者として重農主義と固く結びつけたのは Dupont de Nemours であった²⁾。それ以後初期の自由放任論の細かい検討はされないままとなった。初期の自由放任政策は、たんにコルベール主義の対極にある重農主義に固有の政策と理解されれば十分であったのである。今世紀に入って、この 2 人の名前が自由放任論の先駆者として知られるようになったのは、Keynes の有名な講演『自由放任の終焉』(*The end of laissez-faire*, 1926) によってであるが、Keynes も 2 人の思想を全く同一のものとして扱っている。d'Argenson と Gournay の自由放任論はいずれも今日正確に伝えられているとはいえない。ここでは、自由放任論の歴史的変遷を語るのが目的ではない。その原型を吟味して、その歴史的意味を問い合わせ、かつフランス古典経済学の特質の一つをたづねたいのである。

2. d'Argenson, René Louis de Voyer de

2) Dupont de Nemours, "Sur les économistes," dans l'*Eloge de Gournay par Turgot. Œuvres de M^r. Turgot* (Ed. Dupont) Paris, 1808. p. 309.

1) 岡田与好「自由放任主義と近代国家」253-283 ページ参照。吉岡昭彦ほか編『近代国家形成の諸問題』1979年。

Paulmy, marquis (1694–1757) の生涯³⁾を簡略に記せばつきのとおりである。父 Marc René de Voyer (1652–1721) は 21 年間パリ警視総監を務め、摂政時代には国璽尚書 (1718–1720) であったが、John Law の事件の責任をとって引退した。息子 René Louis は 1720 年 Conseil d'Etat に入り、1721 年には Intendant de Hainault et Cambrésis となる。1724 年これを辞して 1725 年以後パリで友人の主宰するサロン「中二階クラブ」(Club de l'Entresol) に参加し、ここで abbé Castel de Saint-Pierre (1658–1743) と知り合い、社会問題にかんして重大な影響をうける。この知的な雰囲気のなかで 1733 年ごろ、かれは死後に出版される代表作 *Considérations sur le gouvernement ancien et présent de la France* の最初の草稿を書いたと思われる。1744–47 年には外務大臣を務め、その後引退して Académie des belles-lettres の総裁となる。かれの文筆活動はこの引退後の 10 年間に最も活潑であった。かれは *Pensées sur la réformation de l'Etat; Remarques en lisant* 等の膨大な量の手稿メモワールを、30 年間余のこれまた膨大な量の日記とともに残した。これらの手稿は革命政府の手に押収され、いったんは焼却処分にされる運命にあったが、難を逃れてその後 Bibliothèque du Louvre に保管されていた。しかし 1871 年 5 月の火災でそれらは全部焼失してしまった。d'Argenson の日記とメモワールは焼失以前に 3 たび出版されている⁴⁾。3 度目の E. J. B. Rathery

3) d'Argenson の生涯については、つきのものを参照のこと。“Notice sur la vie, le ministère et les écrits du marquis d'Argenson,” dans *Mémoires et Journal inédit du marquis d'Argenson*. Tome I. Paris, 1857.

4) (1) *Mémoires du marquis d'Argenson, ministre sous Louis XV*. Paris, 1825. 229 p. ; (2) *Mémoires et Journal inédit du marquis d'Argenson*. Paris, P. Jannet, 1857–58. 5 vol. ; (3) *Journal et Mémoires du marquis d'Argenson*, publiés pour la première fois d'après les manuscrits autographes de la Bibliothèque du Louvre … par E. J. B. Rathery. Paris, 1859–1867. 9 vol. ほかに手稿焼失後に出版されたものとして、*Journal du M^{me} d'Argenson, Extraits publiés avec une notice bibliographique par A. Brette*. Paris, 1898. XXXV, 413 p. がある。

の編集になる 9 卷本が最も信頼度が高いが、2 度目の 5 卷本 Jannet 版を極端に無視したための欠点もあるといわれている。原資料が焼失した現在では、どの刊本についてもその正確さを確認できないが、メモワールの収録量の多いことでは 2 度目の 5 卷本 Jannet 版もまた貴重である。

d'Argenson が生前に発表した作品はごく僅かである。いずれも匿名であったが、当時すでにかれは *Journal œconomique* 誌の自由放任論の著者として知られていた。この *Journal œconomique* はフランスで最初に出版された経済専門の月刊雑誌で、その第 1 期分を 1751 年 1 月から 1757 年 12 月まで発行し、多少内容と体裁を変えて第 2 期分 1758–1772 を継続発行している。論稿の種類は農業、内外商業、製造業、生産技術、法令等の解説、内外の新刊書および外国雑誌の紹介によんでおり、同じく 1751 年に出版されはじめた『百科全書』(*l'Encyclopédie*) の経済学版ともいべきものである。

Journal œconomique は創刊間もない 1751 年 3 月号にローマの銀行家 marquis de Belloni の新著『商業論』(*De commercio dissertatio. Romae, 1750, 69 p.*) の長文の紹介を行った。“Dissertation sur le commerce, tirée de celle du marquis Belloni,” publiée à Rome en 1750. pp. 93–121 がそれである。marquis de Belloni の本については後に紹介するが、d'Argenson は翌 4 月この紹介論文への批判として “Lettre à l'auteur du Journal œconomique, au sujet de la dissertation sur le commerce de M. le marquis Belloni.” pp. 107–117 を発表した。これが後に有名になる自由放任論である。6 月にはこれに対して最初の紹介論文の著者からの反論 “Réponse de l'auteur du Journal œconomique à la lettre qui lui a été adressée au mois d'avril dernier, au sujet de la Dissertation sur le commerce de M. le marquis Belloni.” pp. 130–149 が同誌に掲載された。翌年の 1752 年 5 月号には、もう一つ別の d'Argenson 批判 “Lettre sur la liberté du commerce. Par M. M. D. B. I. D. C.” pp. 121–155 が現われている。論争は一応これで終息したが、d'Argenson はこれより

少し後の 1754 年 5 月号に Herbert の新刊書にかんして投稿し、かつての Belloni 論争にもふれながら自由放任論をすこし再論している⁵⁾。

以上が *Journal économique* 誌上での d'Argenson の Belloni 批判 = 自由放任論をめぐる動きであるが、もうひとつ、かれがこの論争のさ中同じ *Journal économique* に発表した領主論 “Observations sur le bien que les seigneurs peuvent faire aux habitans de leur terres,” Juin 1751. pp. 56-81 は、かれの自由放任論の深層を理解する上に見逃がせない論文である。Belloni 批判が自由放任論の表面であるとすれば、啓蒙的領主の專制を説く領主論はその裏面であるといえよう。

3. では、自由放任論争のきっかけとなった Belloni の『商業論』とは何であったか。marchese Girolamo Belloni (1688-1760) はローマの銀行家ということ以外その生涯はあまりあきらかではない。かれの『商業論』は今ではすっかり忘れられてしまつたが、当時はヨーロッパの各国で非常によく読まれた問題の書であった。それは経済の後進状態を離脱するための指針の書で、一種のテーク・オフの理論である。はじめラテン語で出版され、翌年イタリア語訳⁶⁾と前述の *Journal économique* 誌上での長文の紹介が発表され、1752 年にはドイツ語訳と英語訳⁷⁾が、そして 1755 年 56 年にはフランス語訳⁸⁾が、1787 年にはふたたびフランス語訳とスペイン語訳⁹⁾が出版されている。

5) [d'Argenson] “Lettre à l'auteur du *Journal économique*. [sur l'*Essai sur la police générale des grains*, par Herbert, 1753]” なおこの論文で d'Argenson は Belloni に対する再批判を *Journal économique* に投稿したが掲載されなかったとのべている。

6) *Del commercio ; dissertatione ... Nuova edizione.* Livorno, 1751. xxxi, 71 p.

7) *Des marchese Hieronymi Belloni Abhandlung von commercien-und muntz-wesen.* Frankfurt und Leipzig, 1752. 12, 68 S.; *A dissertation on commerce.* Clearly demonstrating the true sources of national wealth and power, together with the most rational measures for acquiring and preserving both. The whole deduced from the nature of trade, industry, money and exchanges. London, 1752. xx, 108 p.

8) *Dissertation sur le commerce*, par Mr. le marquis Jérôme Belloni, banquier de Rome, traduite

Belloni はまづ貨幣と為替と金・銀の比価の考察を軸として商業を語り、このいずれも君主の意向に依存しないこと、君主は為替の動きで商業の状態を判断し、金・銀の比価を正常に保つよう努力すべきことを説く。かれによれば、商業は君民一体の利害である。君主は全面的輸入依存の *le commerce passif* の状態を積極的輸出型経済の *le commerce actif* へと導くべきである。ここで Belloni は、戦争で疲弊し多くの未耕地を残し、いかなるマニュファクチャも持たない国家、要するに最低の *le commerce passif* の状態をモデルとして組み、これから段階的離脱、つまり *le commerce actif* への転換のための諸政策を指示する。第 1 段階としては、商品の輸出入実態を調べ、生活必需品以外の輸入を禁止する。輸入せざるをえない場合にも国民の勤労を促す観点を忘れないこと、あるいは全面禁止の方がよいと思わせるほどに輸入課税を強めること。第 2 段階では、地味を検査し、農業技術を改善して耕作を活発にする。輸送の改善によって消費を拡大するために航行可能な河川をふやし、国内関税を廃止する。君主は領主や富裕な臣下に資本の提供を求め、外国人技術者を導入して国内製造業の育成を図る。輸入技術が定着した時点で輸入税を課す。第 3 段階、君主は積極的に不毛の地を求めてそこに製造業を興し、その地の住民を増やして商業的にし、各地の流通を均等にし相互に補完しうる状態にして経済力のいっそうの増大を図る。運河を開通し道路を整備し、荒地で金・銀ではなく銅・鉛・錫・鉄の鉱山の開発を試みる。こうして原料および製品の価格が低下し消費が増大する。君主は協議会 (*le Conseil*) を設置して鉱山・綿・羊毛・絹その他製造業の指導にあたる。以上が *le commerce actif* への転換の諸段階である。要は商業を「自然の単純さ」にひきもどすことである。最後に Belloni は商業による致富を軽蔑しないイギリスに学

de l'italien. La Haye, 1755. viii, 72 p.; *Do.* La Haye, 1756. viii. 70 p.

9) *Dissertation sur le commerce*, tr. du latin de M. le marquis de Belloni ... Paris. 1787. xvi, 81 p.; *Dissertacion sobre la naturaleza, y utilidades del comercio.* Santiago, 1787.

ぶこと、商業・技術・製造業に従事する者に栄誉を与えること、貴族が商業に従事することを妨げないことを訴えて論考を終っている。これは後に Coyer によって展開される『商人貴族論』(*La noblesse commerçante*, 1756) の先駆的な主張である。

4. これに対する d'Argenson の批判の要点はつきのとおりである。共和国で商業がいかに栄えたかを考えてみよ。それは共和国がもともと常に正しく常に積極的な自由という魂を持っているということである。障害を取除くこと、それが商業に必要なすべてである。良く統治するには、できるだけ少なく統治するべきである。商業の利害は君民一体であるという観点は商業を強制するためのものにはかならない。各人は「名誉と利得」によって動くのであるから、商業に対する全般的指導というものはありえない。まして「大商業学」というものは成り立たない。公権力に対する期待はせいぜい良い判事、独占に対する罰、全市民に対する平等な保護、道路・運河の改善、安定した貨幣、ただそれだけである。Belloni の提唱する「通商協議会」(le Conseil du commerce) はわずかに数人の代表の利害を反映するものとなり、大をさらに大ならしめ、小をさらに小ならしめるばかりであろう。これは人間性の破壊である。本国を犠牲にした植民地での人口増加、一方での豊富と他方での荒廃、自然の贈物を無視した技術の賞讃、華美な宮廷と見捨てられた土地と町、これがかの「大商業学」のなしとげた成果である。

「蜜蜂の本能は大政治家の天才に優る」。大衆は単純なものからより良いものへ、より良いものから安全なものへと、交流と実例と競争とによって常に段階的に前進する。したがって買手の好みと能力に対応したあらゆる品質の商品が常に必要である。大衆は、商品は国家間を「空気や水のように」自由に移動すべきであると考える。したがって「ヨーロッパ全体が一つの総合的な共同市場であるべきだろう」とすれば、Belloni のいう高い関税による外国商品の排除と低い輸出税による国産品輸出の奨励は、国際法に対する冒瀆である。大衆にまかせよ。すべてはうまくゆく。かれらは「罰則や貪欲や禁止の代りに」ひたすら自由を求

めているのである。知性は「支配するためにではなく、自由を統御するために」人間に与えられている。こうして「統御されかつ啓発された自由 (la liberté réglée et éclairée) は常に一国の商業にとってどんな知的な支配にも優る」ものである。

これが d'Argenson の自由放任論の骨子である。それは僅か 11 ページの論考ではあったが、多少ともまとまった形で示された最初の自由放任論である。見られるとおり、Belloni の論調がきわめて現実的・具体的な政策の指示であったのに対して、d'Argenson のそれは abbé de Saint-Pierre や Montesquieu や Mandeville の思想を取り入れながらも、自由放任論を観念的に提示したにすぎなかった。d'Argenson の Belloni 批判はあまりに抽象的でありて理念的であったために、後進経済国フランスではただちに激しい反論をひきおこしたが、生進経済国イギリスではむしろ明快な自由放任論として歓迎された。1754 年、d'Argenson の論考は *Journal économique* 誌上に発表された他の生産技術論等の実用的諸論文とともに英訳されたのである¹⁰⁾。d'Argenson の自由放任論について詳しいコメントは後に述べるが、ここではひきつづき *Journal économique* 誌上の 2 つの反論についてみておこう。

第 1 の反論者は、d'Argenson の Belloni 批判が「もっぱら幻想のために自由を声高かに要求した」ものにすぎないというのである。すなわち d'Argenson は国内経済と国際経済とを混同し、大国と小国の経済的条件の差異を無視している。商品が「空気や水のように」自由に移動すべきであるというのは同一国の市民間でいうべきことであって、国際間については、それは危険な幻想にすぎない。単独に生存可能な豊かな大国と「行商人または運送屋」たらざるをえない不毛の小国とを同一に論じ、そこに力の均衡を期待するのもまた單なる抽象にすぎない。d'Argeson が自由を共

10) "A letter to the author of the Journal, concerning the Dissertation upon commerce, by the marquis Belloni" (pp. 328—335), in *Select essays on commerce, mines, agriculture, fisheries and other useful subjects*, London, 1754. 4. iv. 516 p.

和政に固有なもののようにいい、君主政についてなにも言及しないのはあまりに形式的につぎないか。2つの統治形態の区分とは関係なく、自由は人間が労働に従事し、その成果を享受するのに不可欠である。自由が統治形態の区分と無関係に不可欠であるように、元首の商業に対する指導もまた統治形態の区分と無関係に不可欠である。あるいはむしろ「統御されかつ啓発された」君主政の権威の方が共和政よりすぐれているだろう。いずれにせよ元首は商業全般にかんする知識とさまざまな分野の商業会議所(*des différentes Chambres de commerce*)の手段とによって、内外商業を指導すべきである。

第2の反論はより詳細でより具体的である。それは、第1の反論が主として d'Argenson の論理的弱点を衝いて、その没論理性と非現実性とをあきらかにしたのに対して、d'Argenson の自由論を基本的には受け入れつつ、その観念性を批判して、これに現実的な政策を対置している。一体、d'Argenson のいうような自由が支配している、ほとんど共和主義的な国がどれほど実在しているだろうか。反論者の疑問はまずこれである。かれによれば、一般的自由は便宜の法によって制約されなければならないのであり、さまざまな商業法の自由と規制の度合は経済的状況によって変るのである。ただし農業だけは自由でなければならぬ。穀物の低価格政策は農民に農業をいやがらせるからである。政府は費用の回収と若干の報酬を農民が得られるように農民に販売を保証すべきであり、商人には穀物の貯蔵と輸出の自由を認めるべきである。政府は諸施策によって商品の安価と就業の確保に努めなければならない。商業においては d'Argenson のいう「無限定な自由」(la liberté indéfinie)はむしろ害悪である。国内商業においても、対外商業においても、国内製造業を優先させることが肝要である。それは国内商業においては、外国商品に課税することによって容易に可能であるが、対外商業においては、それは容易ではない。なぜならそこでは課税や禁止措置が問題なのではなく、品質の良さと安価による競争によって事が決まるからである。すなわち政府は品質

管理のための規則を設け、商品の安価を確保するための諸条件を維持しなければならないのである。商品の安価を確保するためには、主として原料と労賃とに注目すべきである。すなわち以下のことことが重要である。土地の肥沃さ、外国原料の豊富さ、原料の輸入と製品の輸出の容易さ、労働者に生活資料を補給できるように優遇された農業、労働者が常時就業できるほどの多数の仕事、これら多数の仕事に対する多数の労働者。これらの条件が確保されてはじめて、商人に対して完全な自由が与えられるのである。こうして商業全般に対する指導がもちろん必要である。「統御されかつ啓発された自由こそほんとうに商業の魂である」。国王は「商業を刺激しつつ保護し」、そうすることによってはじめて臣下に平和を保証しうるのである。

5. 以上が、Belloni の『商業論』をめぐって展開された最初の自由放任論争の大要である。すでに指摘したように、d'Argenson の自由放任論を十分に理解するには、かれが自由放任論と併行して発表した領主論を併せ検討する必要がある。

自由放任論では d'Argenson は経済主体としての個人の自由を完全に尊重し、権力者の介入はおろか指導さえも拒否しようとするのだが、領主論では逆にわずかに残されている領主権を十分行使しようとする。かれは「領主のおべっか使い」にすぎない地方貴族を斥け、絶対君主になりかわって、もっぱら啓蒙専制領主として振舞うことを領主が領民になしうる最大の善とみなしている。そこには、自由放任論がその存在を前提とした成熟した大衆は影すらみいだせないのである。

かれによれば、領主のなすべき第1のことは農村の悪をなくすことである。農村における悪とは、病気、失意、季節的失業、食料欠乏等である。これらに対する領主の第1の心がけは、ことばでではなく現金を恵んで貧民を助けることである。恵まれた現金の使途は貧民自身に任せるとして、その場合、たとえ病人や老人といえども仕事を持たない者は決して助けるべきではない。それは社会的無為に対する懲罰である。「こうして領主は領民の習俗の元首となる」のである。

つぎに領主がなすべき善は何か。善政の第1は

人口の増殖である。「一国の人口は大いに國を富ます」からである。ただし結婚を強制すべきではない。そのことは富裕な領民に任すべきであり、貧民もそれを望みうるようにしてやるべきである。多くの子供を持つ者には、領主はかれらの勤勉に応じて支払いを考慮すべきである。女の不妊は國家最大の災害である。領主は富裕な子なしの領民に対しては捨て子を割当ててやるべきである。「貧困を減少させ、消滅させるため、労働を奨励するため、そして人口の増大をはかるために」教区ごとに人口台帳を作り、領民の能力・行為・性格にかんする所見を記録すべきである。

つぎに「規律と良俗の源泉」としての宗教を幼児から領民にうえつけるべきである。ただし迷信は避けなければならない。領主は自分の負担で教会を修理し、各戸に教理問答集を配るべきである。

領主は、かれの名において良き判事を選ぶことで真の権威を発揮しうる。同時に領主はかれの支払う金額によって領民ひとりひとりの労働と節約とを刺激し、働くない者は見捨てる。「こうしてかれの判断から恩恵と懲罰とが発する」のである。

領主が考慮すべき重大な政治問題は、財産の平等である。ただし富裕な領民の力を弱めることなく、ただその力を相対化させるように対抗者を育てるべきである。農業はまず頑健な男に多くの仕事を与えるだろう。機械技術は女、老人、子供、病人に単純な作業を提供するはずである。ただし貨幣は悪徳を招く。「清貧を愛する気持」(amour de la pauvreté)を忘れるべきではない。それは「貧困」(misère)を意味するのではなく、「幸福・安樂・喜び・平等」を意味すると解すべきである。これが農村の生きた魂であり、辛い労働の慰めである。

繁栄のための最大のバネは、今は忘れられている「祖国」ということばを人々に想起させることである。「愛の大事業」を始めるために、領主は自分の負担で村ごとに「寄合い所」(la Maison commune)を建て、教区ごとに1人ないし数人の世話役(le Syndic)をおくべきである。かれらは王国全体の利害と地域住民のそれとを調整するだろう。

6. これが領主論の要約である。同時代者が「自由放任論者」d'Argenson の論考として、あるいはそれへの反論として知りえたものは以上である。いや、あるいは領主論は d'Argenson のものとしては知られていなかったかもしれない。はじめにものべたように、d'Argenson には当時未発表であった膨大な『メモワール』、『日記』、『読書ノート』等の書きものがある。いまかれの自由放任論の大要を見たうえで、これらの文書でさらに d'Argenson の自由放任論を再構成してみるとしよう。

d'Argenson の膨大な『メモワール』は、もともとかれが愛好した La Bruyère の『ひとさまざま』(Les caractères, 1688)を真似てかれ自身の『箴言集』(Les Maximes)を編纂するつもりで書きつづられたものであるから、そのほとんどが断片的であり、『読書ノート』も『日記』もそれぞれの性質上すべて断片的である。かれの自由放任論も領主論もいずれも短い論考であるが、当時の未発表文書のなかには、これら2つの論考以上に詳細なものはみいだせない。しかも、すでにみたように、これら2つの論考は決して相交ることがないと思えるほど極端な d'Argenson の両面を示しているのだから、これらの断片的な文書をもってしてはとてもかれの両極端を1つの体系にまとめることはむずかしい。文筆で節儉を説く d'Argenson が実生活では浪費家であったと伝えられるよう¹¹⁾、かれの相反する2面性こそ、かれの思想の第1の特徴であつただろう。では、かれの思想の諸側面はいったいどのような総体として把握できるだろうか。

d'Argenson の30年余にわたる日記を通読すると、退屈な記述のなかから王政に対する d'Argenson の態度が微細に変化するのが読みとれるのである。もともとかれはフランスの王政がすでに專制に墮していることを見抜いてはいたが、専制の根源は王権にあるのではなく、絶対主義的な内閣にあると考えていた。国王はむしろ弱気な善意の

11) Préface de l'éditeur, p. x, dans *Mémoires et Journal inédit du marquis d'Argenson*. Ed. Jannet. Tome I.

象徴であった。しかし宰相 cardinal Fleury の死(1743)をきっかけとして¹²⁾、かれは国王そのものの無能を感知せざるをえなくなってくるのである。かれの文書がしだいに社会的性格を帯びてくるのもそのころである。自由放任論がほとんど同じ論旨で最初の形を整えるのが 1742 年であり¹³⁾、領主論の骨格が最初にみられるのも 1743 年ごろである¹⁴⁾。自由放任論と領主論とは一見両極端にみえて、実は絶対王政批判という共通の契機を持つものである。また d'Argenson の日記全巻を通じて眼につくのは、パンの価格の高騰と共に貧窮する民衆の様子が非常にしばしば憐憫の眼をもって記述されていることである。絶対王政批判と民衆に対する素朴な愛、この 2 つが d'Argenson の思想の極端な両側面を結ぶものといえよう。

すでにみた d'Argenson を以上のような背景から見直してみると、かれの自由放任論が決して経済主義的ではなく、政治的でかつ倫理的規制の強いものであることが了解されるであろう。d'Argenson が「自由」という場合、それは知性によって「統御されかつ啓発された」自由という意味であって、決して「無限定な自由」を意味しない。だが反論者たちにとっては、商業法によって具体的に「統御され」たものでない以上、それは「無限定な自由」を意味するにはかならないのである。

フランス絶対王政は事実上の専制政ではないのかという d'Argenson の国内政治の危機意識は、Montesquieu の『法の精神について』(*De l'esprit des loix*, 1748) が出るによんでいよいよ明確な

ものとなった。d'Argenson は Montesquieu の著書に「真の政治学」¹⁵⁾をみた。しかしきれは Montesquieu の風土論にも政体区分論にも賛成しない。かれは、Montesquieu が共和政の特質とする「平等と節儉」を君主政のそれに置きかえることができるはずだと考える¹⁶⁾。かれは純粹な共和政にも純粹な君主政にも納得しないのである。君主政を共和政によって緩和すること、それがかれの目標であった。あるいは、共和政の弱点を君主政によって補うといつてもよい。かれにとってはほとんど同じ意味であったのである。かれが自分の共和主義的な自由放任論に、Montesquieu の君主政の原理である「名誉」と利得とを、個人の行動の原理として持ちこんだのはそのためである。すでにみたように、第 1 の反論者が「統御されかつ啓発された」君主政は共和政にまさると批判したのは、自由放任論ではたしかにこの点が明確ではなかつたが、d'Argenson には無用の説法であった。かれはずっと以前からすでに「君主政的民主政」(la démocratie monarchique) と呼ぶ統治形態を最良のものと認めているのである。では「君主政的民主政」とは何か。それは一君主のもとにあらたくさんの「小共和制」の集合国家であった。共和政によって君主政の専制化の危機を防ぎ、君主政によって民主政の貴族政化を防ぐ¹⁷⁾。この異なる統治形態の結合を d'Argenson は「神のみえざる統治」と呼ぶ。かれは、この特殊な政治形式における国王を、臣民の各人にとては神であり、国民全体にとては従僕である、と表現している¹⁸⁾。ではこの小共和制とは何か。それは地方自治体であり、植民地もまた一地方自治体である¹⁹⁾。

12) Voir Introduction, p. xxiv, par E. Champion, dans *Journal du M^{ts} d'Argenson. Extraits*. Paris, 1898.

13) "Mémoire à composer pour délibérer par le pour et le contre, et décider que la France devrait laisser l'entrée et la sortie libres le royaume de toutes marchandises nationales et étrangères, sans prendre aucun droit royal, mettant tous ces droits sur les consommations par voies sûres pour éviter la fraude," (pp. 453-459), dans *Journal et Mémoires* (éd. Rathery), Tome IV, Paris, 1862.

14) "Moyens de rétablir l'abondance et la peuplade dans le plat pays; comparaison d'un seigneur de terres," (pp. 189-190), dans *Mémoire et Journal inédit* (éd. Jannet). Tome V, Paris, 1858.

15) "L'Esprit des lois, par le président de Montesquieu." 2 volumes in-4. (Février 1749), p. 105, éd. Jannet. Tome V.

16) "Apologie de l'Esprit des lois, ou Réponse aux observations de l'abbé Delaporte." 1751. Brochure de 140 pages. p. 118, éd. Jannet. Tome V.

17) "Conduite à tenir pour faire adopter mon plan." pp. 264-265; "Sur le droit de paix et de guerre" (1752). p. 295, éd. Jannet. Tome V.

18) "Monarchie, République." p. 311, éd. Jannet. Tome V.

19) "Progrès de la raison universelle" (1750) p.

d'Argenson はイギリスの議会にならって国民議会を構想している。そこでは国民は立法権を持ち、国王は一時的(取消し可能な)行政権を持つにすぎない。国民総会(l'Assemblée nationale universelle)は各地方自治体の代表と、なぜか大領主とによって構成されるのである²⁰⁾。ここに自由放任論と領主論との奇妙な接合の一端がみられるだろう。またここには、『永久平和論』の著者であり「ヨーロッパ連邦案」の発案者である abbé de Saint-Pierre のユトピークな構想と Montesquieu の形而上学的な政体論とが、d'Argenson の自由放任論のなかで独自に結合されている姿がみいだされるだろう。この「小共和制」=地方自治体論はやがて Rousseau によって高く評価されることになる。

d'Argenson の「君主政的民主政」では、この政体を動かす「原理」は何であっただろうか。Montesquieu の場合、共和政を動かす「原理」は「徳」とされ、「平等と節儉」が共和政社会の特質であった。君主政を動かす「原理」は「名誉」とされ、各人の利益の追求が君主政社会の特質であった。この君主政の「原理」は Montesquieu の政体論のなかでは唯一、政治的経済的自由を確保しうる原理であり、動態的社会の原理である²¹⁾。d'Argenson は、この君主政の「原理」である「名誉」と各人の利益の追求を自分の自由放任論の原理として取入れ、しかもこの君主政の「原理」によって共和政社会の「平等と節儉」を追求しようとする。これが d'Argenson の自由放任論の特徴である。では君主政の「原理」と共和政の「原理」とは衝突しないだろうか。各人の利益追求と「平等と節儉」とは、d'Argenson の自由放任社会で

はどのようにして両立しうるだろうか。現実的に可能であるかどうかは別として、すくなくとも d'Argenson の構想のなかでは難なく両立しうるのである。かれの構想する自由放任の君主政的民主政社会においては、すべての経済活動は小規模に限定されているからである。というより、かれは絶対君主のもとでの少数者の独占による大規模経済の弊害を除去するために、多数の小農民や多数の小商人による競争を実現するために、共和政的な自由放任原理を導入したのである。だから各人の利益追求という、Montesquieu にとっては唯一の動態的経済の原理も、貨幣の悪を説き奢侈を非難する d'Argenson にとっては、すでに共和政の枠内での静態的経済の原理にとどめられているのである。かれはこれによって自由と平等とを両立させうると考えたのである。だから残された膨大な文書には、自由放任に伴う弊害については一行も記されていないのである。

d'Argenson はもちろん農業を第 1 とする社会を考えているが、この場合、土地所有者が直接耕作する直耕者の農業を理想とする²²⁾。「領主のない土地はない」(Nulle terre sans seigneur)といいういまわしい箴言を廃絶するのがかれの念願である。Coyer が『商人貴族』(La noblesse commerçante, 1756)で貧しい小貴族が対外商業によって原資を得て自ら土地経営を目指すという構想を訴えたとき、d'Argenson はその構想に魅力を感じながらも、地方貴族に対する反感と保護された大規模農業に対する危惧の念から、構想そのものに反対であった²³⁾。また商業についていえば、保護された大商人を必要とする対外商業そのものを、かれは事実上否定している。かれによれば、国家は大商人たちによって害されるが、大量の小商人によって繁栄するのである²⁴⁾。対外商業は禁止はされないが、外国商人をして自由に買付けに来させればよいのである²⁵⁾。製造業にかんしては、かれは積

309, éd. Jannet. Tome V.; "Sur le commerce étranger; qu'il est nuisible de le chercher quand l'Etat est pauvre." p. 371, éd. Jannet. Tome V.

20) "Lettres historiques sur le Parlement, les pairs de royaume et les lois fondamentales." 1753. p. 129, éd. Jannet. Tome V.

21) 津田「Montesquieu における歴史と経済」『経済研究』第 15 卷第 3 号(1964 年 7 月);「Montesquieu の経済思想についての試論」『経済研究』第 16 卷第 2 号(1965 年 4 月);「Montesquieu の経済思想についての試論(続)」『経済研究』第 17 卷第 1 号(1966 年 1 月)。

22) "Egalité entre citoyens." pp. 314-316, éd. Jannet. Tome V.

23) "La noblesse commerçante." Londres, 1756. p. 135, éd. Jannet. Tome V.

24) "Que tout grand commerce se réduit à l'usure." p. 182, éd. Jannet. Tome V.

極的な姿勢を全く示さない。特権マニュファクチャが有益な技術を破壊したという事実を重視して、かれは「各地に適したマニュファクチャの選択を各地に任せるべきである」という。そうすれば、無用な技術のために農村から働き手が奪われることはなくなるだろう、というのがかれの狙いである²⁶⁾。技術や製造業はなるべくならば遠ざけるべきものであった。Diderot から『自然の解釈論』(*Traité de l'interprétation de la nature*, 1753) (*sic*) を贈呈されたとき、かれはそこに合理哲学と実験哲学の合致をみいだして、Diderot を「大天才」と呼んでいるが、Diderot が「技術用語」を多用することさえ「誤り」と考えるのである²⁷⁾。

d'Argenson が自由放任を唱え、農業を優先するからといって、かれは決して重農主義者ではない。すでに指摘したように、かれが理想とするのは直耕者の農業である。それは自由放任政策と富裕な借地農による大規模農業とによって農業の資本主義化を目指す近代的地主の構想のむしろ対極にあるものである。直耕者の社会を理想とし、共和主義的地方自治体の構想を持つ d'Argenson は、これらの点ではむしろ Rousseau の思想に近いだろう。事実、かれは 1755 年の Dijon のアカデミーの懸賞論文に応じて「市民間の平等」を論じたが、アカデミーが不平等を是認する立場をとったために、かれの論文は Rousseau とともに審査の対象外として拒否されている。かれはこの事もあって、しばしば Rousseau に対して賛意を表明している²⁸⁾。まことにものべたが、Rousseau もまた d'Argenson の地方自治体構想に敬意を表している²⁹⁾。しかし地方自治体の代表とともに大領主に

よって構成されるかれの国民総会の構想が果して最終的に Rousseau の賛同を得られただろうか。

d'Argenson が農民や小市民を愛する善意は疑いない。かれは地方貴族の専横を憎み、「貴族と第 3 階級の仲介者、第 4 階級」として絶対君主の專制化に貢献した法服貴族の裏切りを非難し³⁰⁾、世襲貴族制の弊害についてくりかえしのべている³¹⁾。かれは国王に対して貴族ではなく、生産の担い手としての庶民を愛するように訴えている³²⁾。しかしがれが愛してやまない「庶民」は現実にはどこにいただろうか。それは自由放任論にみられるような自立的な市民ではなく、領主論にみられるような、啓蒙專制領主のもとでの領民であつただろう。かれはなによりも領主であった。かれは中央官僚が道路工事のために農民に押しつける賦役労働に対して激しい怒りを表明するが³³⁾、当時農民にとって賦役と同じく重い負担であった軍役については、かれはこれを「世のなかで最もすばらしい考案」と考えるのである³⁴⁾。この「平時には耕作にとどまるが、いつでも進軍できる軍隊」を、かれは「民主体制」の最も基底の部分に置いて考えていたと思われる。かれが理想に描く直耕者の社会も、この屯田兵的な軍役の組織となにか近い関係があるとみるべきだろう。しかしがれにとっても直耕者の農業は現実ではない。現実にはかれは、かつての分益小作農の良さを強調してやまないのである³⁵⁾。

Montesquieu は君主政のなかに法服貴族による

net. Tome I.

30) "Sur le droit de paix et de guerre" (1752). p. 294; "Du livre de Sidney contre le gouvernement monarchique, Essai d'une réfutation." p. 276, éd. Jannet. Tome V.

31) "De l'Aristocratie héréditaire." pp. 304-305, éd. Jannet. Tome V.

32) "De l'amour des roturiers dans un roi." p. 302; "Noblesse," p. 303; "Noblesse de province." p. 327; "Equilibre de l'Europe." p. 361, éd. Jannet. Tome V.

33) "Misère des pays d'élection" (juin 1751). p. 322, éd. Jannet. Tome V.

34) "Milice." p. 380, éd. Jannet. Tome V.

35) "Sur le commerce étranger; qu'il est nuisible de le chercher quand l'Etat est pauvre." p. 370, éd.

25) "Sur le commerce étranger; qu'il est nuisible de le chercher quand l'Etat est pauvre." p. 370, éd. Jannet. Tome V.

26) "Misère des pays d'élection" (juin 1751). p. 322, éd. Jannet. Tome V.

27) "Diderot," p. 124-125, éd. Jannet. Tome V.

28) J.-J. Rousseau; Septembre 1755. "Discours sur l'inégalité des conditions entre les hommes," par J.-J. Rousseau, de Genève. pp. 123-124, éd. Jannet. Tome V.

29) "Notice sur la vie, le ministère et les écrits du marquis d'Argenson" (pp. cxvij-cxvij), éd. Jan-

中間権力をおき、この中間権力の仲介によって国王と民衆、政治と経済の調和をはかる構想を持った。それは法服貴族による絶対王権批判であった。d'Argenson の君主政的民主政の構想は封建領主による絶対王権批判であつただろう。そこには一種の封建反動の側面さえみられるのである。一見美しくさえ見える、この一種の反動的構想のなかで最も特徴的なものは何か。それは生産力の観点が全く欠けていることである。d'Argenson もイギリスの先進性には注目していた。国民総会の構成についても、かれはイギリス議会を念頭においていた。しかしイギリスとの生産力の較差について、かれには全く自覚がないのである。かれは Colbert が奢侈品産業に対して過剰な保護を加えたために、こんにちのフランス経済の荒廃を招いたことは指摘するが³⁶⁾、その背景にあったイギリスとの経済競争については全くふれようとしない。d'Argenson は事実上対外商業を否定することによって、かれのあまりに觀念的な自由放任論をさらにいっそう純粹に示そうとしたのである。

7. d'Argenson と全く同時期に活躍した Vincent de Gournay の自由放任論は全く対照的である。Gournay³⁷⁾は 1712 年 Saint-Malo の船主の子として生まれ、1729 年から 15 年間スペインの Cadix で貿易に従事した。1751 に通商監督官 (Intendant du commerce) に就任し、1758 年その職を去るまでフランス全土の担当地区を歴訪して熱心に自由放任政策を説いた。一方かれはパリで Forbonnais, Plumard de Dangeul, Morellet, Clicquot-Blervache, Carlier, Turgot 等の経済学研究を指導し、スペイン、オランダ、イギリスの経済学の紹介に努めた。それは Quesnay の『経済表』に先立ってすぐれた経済学書の出版が相づぐ画期的な一時期である。この時期には Diderot の『百科全書』はじめ各種の農業書の出版も相いつ

Jannet. Tome V.

36) Ibid.

37) 津田「Vincent de Gournay の未発表資料——Josiah Child の "A New Discourse of Trade" のフランス語版への "Remarques" (1752)——」(I-1)(I-2)『経済研究』第 27 卷第 3 号(1976 年 7 月), 第 28 卷第 1 号(1977 年 1 月)を参照のこと。

ぎ、生産技術についての學問的実践的関心も高まっていた。Gournay の担当業種は絹織マニュファクチュアであって、貿易は担当外であった。かれの自由放任にかんする発言は国内問題に限られていた。かれは一冊の著書も出版しなかったが、Josiah Child の著書『新交易論』(*A New Discourse of Trade*, 1693) のフランス語訳を出版するにあたって、かれは原著とほぼ同分量の『注解』(*Remarques*) をつけた。かれはそこで国内での自由放任政策と対外商業における保護政策とを詳細に述べた。しかし出版のさい『注解』は不許可となつたため、かれの思想の詳細は同時代者には知られなかった。その後『注解』その他の未発表手稿も失われて、かれの思想の全容は伝えられなかった。しかも Gournay の死後、かれの保護主義の側面は Turgot によって完全に隠されたため、今日 Gournay は絶対的自由放任論者として伝えられることになった。

Gournay の自由放任論は、d'Argenson のそれが国内政治の危機意識に根ざしているのとは逆に、先進的なイギリス・オランダとの経済的対抗、つまり後進的フランス経済の強い危機意識からでている。したがって d'Argenson の自由放任論がかれの政治的立場を反映して、倫理的・政治的でかつ觀念的であるのに対して、Gournay のそれは非政治的・経済主義的で、徹底して現実的であり、生産自由主義と対外商業規制主義の典型的に組合わされたものである。

Gournay は、出版されなかった Child の著書への『注解』では、主として小麦取引きの完全な自由とギルド規制の撤廃を訴えるとともに、利子の引下げ、航海条令の実施、反独占と内外商業の指導の一元化のための「通商協議会」の設置を提唱している。自由と保護、この 2 つが一体となってかれの自由放任論を構成しているのである。これらの組合わされた諸政策によって、かれは資本力の弱い若い交易業者、特權を持たない港の船主、ギルド外の製造業者、中小の借地農を育成し、かれらを狙い手としてそれぞれ小利潤の大量耕作、大量海運、大量交易の実現をめざしていたのである。

d'Argenson と Gournayとの間には直接の交友はなかったと思う。もしも Gournay が Child の著書への『注解』を 1754 年に予定どおり出版していたとすれば、d'Argenson は『注解』を読んでさまざまな共感と反撥を感じたにちがいない。すでに述べた Gournay の思想の諸特徴のほかにも、たとえば Gournay は、商業は共和政に適しているが君主政に適していないという Montesquieu 流の政体論にこだわることの愚を指摘しているし³⁸⁾、また d'Argenson が否定する Belloni を支持し、かれの用語を用いて le commerce passif から le commerce actif への転換の重要性を説いている³⁹⁾。d'Argenson はそこにかれの Belloni 批判・自由放任論への第 3 の反論をみいだしただろう。また逆に Gournay が大利潤・小数の交易よりは小利潤・大量の交易の有利を説き⁴⁰⁾、いまわしい商品検査規則に反対して買手の好みと購買能力に応じた多様な商品生産の必要を訴える⁴¹⁾のを読めば、d'Argenson は全くの同感を表明しただろう。2人は全く対照的な立場から自由放任論を説いたのだが、d'Argenson にとって Gournay は最も有益な同世代のエコノミストであったにちがいないのである。d'Argenson は 1755 年のある日の日記に、一度だけ Gournay について、つぎのように書き残している。「きのう財政総監 de Séchelles 氏と話した。…かれは通商監督官 de Gournay 氏がそのこと(商業に大きな自由を認めること)についてしゃべっているのをきいて満足している。かれはこの考えをとことんまで進めて

38) Vincent de Gournay, *Remarques sur le chap. 10^e touchant les colonies.* f. 227^{bis} dans *Discours sur le commerce...* (manuscrit) Man. 81. Bibliothèque municipale de Saint-Brieuc.

39) Do., "Remarques sur quelques endroits de la préface de M^r. Child." f. 23.

40) Do., "Remarques sur le chapitre 4^e touchant l'acte de navigation." f. 128.

41) Do., "Remarques sur le chapitre 8^e concernant la laine et les manufactures de laine." ff. 159 et 161^{v0}-162.

いる。実によくやっている。de Séchelles 氏のはなしでは、Gournay は職業の開放のためにジュラント、つまり職人や商人たちの団体を解散させることをもうすぐかれにまで提案するだろうということだ。大いに賛成だ」(1755 年 4 月 17 日)⁴²⁾。ここには完全な商業の自由とギルド規制の撤廃という Gournay の自由放任政策の 2 つの基本点とそれに賭けるかれの熱情とがよく記録されている。ここで 2 人はそれぞれの立場からの反独占という基本点で一致しているのである。そしてこれこそが初期の自由放任政策の中心点であった。

8. 以上が相反する 2 つの典型的な自由放任論である。そしてこれはフランス古典経済学の展開のなかにみられた重要な一コマである。なぜ相反する立場の自由放任論が存在していただろうか。これら原型としての自由放任論はいずれも当時のフランスの現実を反映したものであった。絶対王政下での封建領主の抵抗の強さ、そして同じことだが、ブルジョワジーの未成熟、フランスに対するイギリスの生産力の脅威。これらが相反する 2 つの自由放任論を全く同時期に生みだし共存させたのである。

d'Argenson と Gournay をともに重農学派の自由放任論の先駆者とした Dupont de Nemours は、d'Argenson の自由放任論からその封建的色彩を抜き去り、Gournay のそれからは現実主義を捨象し、保護主義という自由放任論の裏面を隠して、両者の自由放任論をフランスの現実から遊離した一般的なものとしてしまったのである。Dupont de Nemours は、以後、こうしてできた抽象的な観念としての自由放任論の推進者となる。ここにフランス古典経済学の土壤の脆さの一端がうかがえるのである。

(一橋大学経済研究所)

42) *Journal et Mémoires* (Ed. Rathery). Tome VIII. (1866) p. 478.